

(生 124)

令和3年3月3日

都道府県医師会
生涯教育担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽鳥 裕



2021年度「日本専門医機構認定共通講習」の実施について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日本医師会では、日本専門医機構の発足以来、新たな専門医の仕組みを整えるため、制度運営に関わる業務に協力し、医療の質の向上に努めております。日本専門医機構からの協力要請に応じて、本会における「日本専門医機構認定共通講習」（以下、「共通講習」という）の実施要綱を策定しているところです。引き続き各都道府県医師会のご協力のもと講習会を実施し、よりいっそうの専門医の質の向上に寄与してまいりたいと存じます。

さて、今般、共通講習の円滑な申請手続きのため、本会の「日本専門医機構認定共通講習の実施要綱」を別添1のとおり改正いたしました。大きな変更点は青字で、特にご留意いただきたい点は赤字で示しておりますので、本要綱に沿って申請いただくよう、貴会のご協力を賜りたく、お願い申し上げます。特に、承認時に通知する共通講習登録番号を受講証明書へ記載していただくことが必須となりましたので、ご留意ください。

また、審査に時間を要することが多いため、余裕をもってご申請いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県医師会を通じて申請いただいている共通講習の中に、申請内容が共通講習に該当するか否かの判断することの困難なケースが、散見される状況は変わらず続いております。こうした状況については、日本専門医機構での審査においても厳しい指摘がなされているのが実情です。審査が厳しくなっている現状に鑑みれば、貴会からの申請の際には、対象となる講演のテーマ（演題）が、共通講習のカテゴリーに合致していると明確に判断できるものに限定していただく必要があります。特に、必修の共通講習につきましては、日本専門医機構から「必修共通講習の内容（具体例）」（別添2）として具体的な内容が示されております。これらすべてを網羅する必要はありませんが、いずれかの項目については取り上げていただきますようお願い申し上げます。申請時にこれらが遵守されない場合、共通講習開催直前に申請が却下されることもあり得ますの

で、厳格な対応を重ねてお願い申し上げます。

医師会主催の講演会が新たな専門医制度の共通講習として、今後も日本専門医機構による承認を受けられるよう、改めてご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

2021年3月3日

2021年度「日本専門医機構認定共通講習」の実施要綱

1. 目的

日本医師会は日本専門医機構が定める日本専門医機構認定共通講習（以下、共通講習という）に協力してきており、各都道府県医師会の協力のもと共通講習を実施し、いっそうの専門医の質の向上に寄与することとする。

2. 本実施要綱の適用期間

2021年4月1日～2022年3月31日

3. 日本専門医機構認定共通講習の要件

以下の要件を満たし、申請が承認された講習のみが共通講習として開催できる。

4. 主催

都道府県医師会が主催、もしくは郡市区医師会が主催し、当該都道府県医師会が認めたものとする。

注1：共催・後援を除き、医師会以外の団体が主催するものは、本会での受付対象外である。

注2：営利団体の共催・後援については、利益相反事項に問題がないものとする。

5. 内容

共通講習とは、各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習であり、「必修」および「その他」に区分され、それぞれに含まれるカテゴリーは以下のとおりである。

共通講習として申請される講演のテーマ（演題）は、以下の共通講習のカテゴリーと合致していることが明確にわかるものでなければならない。特に、必修の共通講習は日本専門医機構が示す「必修共通講習の内容」に準拠し、「必修共通講習の内容」に示された項目のすべてを網羅する必要はないが、いずれかの項目については取り上げる必要がある。その他の共通講習は、「日本医師会 生涯教育カリキュラム2016」を参考とする。

必修の共通講習

①医療倫理（臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む）、②感染対策、③医療安全

その他の共通講習

④医療制度と法律、⑤地域医療、⑥医療福祉制度、⑦医療経済（保険医療等）、⑧臨床研究・臨床試験（研究倫理に関するものは、医療倫理で申請すること。）、⑨両立支援（治療と仕事）

6. 単位

- (1) 休憩、挨拶は講演時間に含まない。
- (2) 講演時間1時間を1単位とし、1時間以上2時間未満の講演は1単位とする。
- (3) 同一の категорияについては、1日で取得できる上限を2単位とする。例えば、医療倫理3時間、医療安全3時間の講習会であれば、医療倫理2単位、医療安全2単位となる。
- (4) 講師には、受講者と同様の単位を付与する（日本専門医機構が示す「共通講習の手引き」では、講師に2倍の単位を付与することとなっているが、医師会主催の共通講習は、全国医師会研修管理システム（以下、「研修管理システム」という）運用上、受講者と同様の単位付与とすることについて、日本専門医機構と調整済である）。

7. 構成等

- (1) 原則として、共通講習のみでの講習会の開催とする。
- (2) 共通講習の形式は以下のとおりとする。
 - ①講習会・講演会：講演内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）が演者として1時間あたり1～2名程度で行うもの。
 - ②シンポジウム・ワークショップ：講演内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）の講演で構成されるシンポジスト等によるもの。
 - ③日本専門医機構が承認、追認したDVD等による伝達講習会。
注1：共通講習として認められた講習会のDVD映写はこれに該当する。
- (3) 演者はCOIについて必ず開示を行う。
- (4) 講習会のタイトルまたはサブタイトル、なお書き等いずれかの方法で、「日本専門医機構認定共通講習」であることを明記する。
- (5) 医師会会員以外も講習会に参加して単位が取得できるよう努めることとする。なお、医師会会員以外の受講者と会員との間で、常識的な範囲内で受講料に差をつけることは差し支えない。

8. 開催方法

- (1) 講習会の各会場間の同時中継による受講も認める。
- (2) Web講習会（インターネット回線を利用して受講者が自らの端末で視聴する講習会）も認めるが、要件は以下のとおりとする。
 - ①LIVE限定であること。オンデマンド配信（期間内であればいつでも視聴可能な配信）は認めないという趣旨であり、DVD等による伝達講習や事前に収録された講演の映像を配信することは認められている。
 - ②出席管理がシステム上可能であること。なお、ここでいうシステムとはZOOMやCisco Webex等のオンライン会議システムをいう。
 - ③講習配信映像について、受講者個々に受講開始、受講終了の時刻のログを確認することができ、管理ができること。

④WEB配信後、5題以上、5肢択一式のテスト（講演の内容に沿ったものでなければならぬ）出題および解答がシステム上で管理でき、かつ合否判定が可能で、80%以上の正解を得たときに単位取得を認める。なお、正解が80%未満の場合は、80%以上の正解を得るまで繰り返し解答できることとする。

9. 日本医師会生涯教育制度における取扱い

生涯教育制度の単位の対象とするが、共通講習の категорияとCCを一致させ、1演題1CCとする。各カテゴリー別のCCは以下のとおりとする。

医療倫理（CC2またはCC3）、感染対策（CC8）、医療安全（CC7）、医療制度と法律（CC6）、地域医療（CC12）、医療福祉制度（CC13）、医療経済（CC6）、臨床研究・臨床試験（CC3）、両立支援（CC6）

10. 申請期間

共通講習の開催日の1年前から、1か月前までとする。申請期日が過ぎた場合、承認されない場合があるので、特に留意されたい。また、開催後の申請は受理しない。

11. 申請方法

以下の必要事項が記載されたプログラム等を日本医師会生涯教育課共通講習申請専用メールアドレス sshinsei@po.med.or.jp に送信する。これ以外のメールアドレスには送信しない。

その際、以下の項目の記載を厳守すること。なお、プログラム等の添付で足り、鑑文書、受講者向けの申込書などは添付しない。また、過去の実施要綱において以下の必要事項のみをメール本文中に記載するよう依頼していたが、昨年度からプログラム等の送付に変更しており、メール本文中に以下の事項の記載は不要とする。なお、本文の記載が全くないメールを送信されると迷惑メールと判定され本会では受信できない可能性があるため、留意されたい。

(1) 必要事項

①主催、共催

②講習会名称

③開催日時

④会場（同時中継する場合、中継する全ての会場名）

⑤演題名と各演題の講演時間、演者名、演者の所属・肩書

注1：演題名の前に【専門医共通講習－①医療倫理（必修）：1単位】などと記入し、共通講習の категория、単位数を必ず明記すること。

注2：仮題での申請も可能だが、正式な演題名が決定次第、必ず本会生涯教育課に報告すること。

注3：シンポジウム、ワークショップはその旨を明記すること。

- (2) 共通講習として承認された講習会のDVDを用いた伝達講習の場合、以下の事項をプログラム等に明記すること。日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会の伝達講習についても同様とする。
 - ①DVDによる伝達講習であること
 - ②元となった講習会の主催者、開催日時、講習会名
- (3) Web講習会の場合、以下の事項の明記と資料を添付すること。
 - ①Web講習会であることを明記すること。Webと会場受講の併用の場合、その旨を明記すること。
 - ②出席管理方法と配信後のテストの実施方法を説明した資料を添付すること。(2021年度稼動予定の日本医師会Web研修システムを利用する場合、添付は不要とする。ただし、日本医師会Web研修システム利用する旨を明記すること。)
 - ③配信後に実施するテストを添付すること。申請時の提出が困難な場合は、開催日7日前までに必ず提出すること。
- (4) 営利企業が共催の場合、演者のCOI開示資料を申請時に添付すること。
- (5) 営利企業の共催の有無に限らず、利益相反が有る演者が講演する場合はCOI開示資料を申請時に添付すること。
- (6) メールの件名と添付ファイル名は、開催年月日、共通講習申請である旨、申請都道府県、カテゴリと単位数を簡略化して明記すること。(例：210401 共通講習申請(〇〇県)感染1)
- (7) メールの署名でかまわないので、申請担当者名がわかるようにすること。特に代表メールアドレスから送信する場合、注意すること。
- (8) 日医ホームページ掲載希望の場合のみ、ホームページ掲載用PDFまたはwordファイル(別紙1雛形参照)を添付し、メールの本文中にその旨を記載すること。ファイル名は「210401 共通講習申請(〇〇県)感染1(HP用原稿)」とすること。
- (9) 事情により、研修管理システムを利用しない場合のみ、その旨をメールの本文中に記載すること。

1 2. 研修管理システムへの登録

以下の点を確認のうえ、研修管理システムに登録し、申請すること。

- (1) 1日で医療倫理と医療安全の講演など異なるカテゴリを複数実施する場合は、それぞれ別に講習会情報を作成し、登録する。カテゴリ別にそれぞれ共通講習登録番号が交付されるので注意すること。(次頁以降参照)
- (2) 講習会の基本情報を入力する項目欄にある「COI開示の有無」を「有」にする。「有」にしないと共通講習の入力ができないので、留意すること。
- (3) Web講習会の場合、講習会名称欄の「(Web講習会)」と入力すること。
- (4) 共通講習として申請する演題にのみ、演題情報を入力する項目欄にある専門医共通講習チェックボックスにチェックする。
- (5) 演題名の前に【専門医共通講習—②感染対策(必修) : 1単位】などと入力し、共

通講習の 카테고리・単位数を明示する。

- (6) かかりつけ医機能研修制度応用研修会等、別途、都道府県医師会の承認作業が必要なものは承認を行う。

1 3. 申請の承認

共通講習として申請のあった講習会は、日本医師会の「生涯教育制度・専門医の仕組み運営委員会」で審査し、承認された講習会は本会から日本専門医機構に届け出る。最終的に受理された場合は、本会生涯教育課から申請都道府県医師会にメールで[共通講習登録番号](#)とともに通知したうえで、研修管理システム上で承認する。承認通知後に申請内容に変更が生じた場合、研修管理システムの登録内容を修正するとともに修正内容を本会生涯教育課に報告すること。

開催日の7日前になっても、結果の通知がない場合は、必ず日本医師会生涯教育課に電話連絡すること。

1 4. 開催案内

都道府県医師会は、「日本専門医機構認定共通講習」と明示したうえで、ホームページや会誌・会報等を利用し、多くの医師が参加できるよう案内を行う。

1 5. 出席管理

主催者は、適正・確実な方法で出席管理（受講確認）を行うこと。特に、講習会の同時中継の場合、各会場において確実に行うこと。

なお、いわゆる非会員（他都道府県からの受講者や異動による退会者等、講習会実施医師会の会員以外の医師）についても、研修管理システムに出席者のデータを入力すること。日本専門医機構に出席者数の報告を行っていること、また、専門医更新審査時に疑義が生じた場合の受講確認は研修管理システムで行っていることから、未入力は大きな問題となり得るので、ご協力いただきたい。

研修管理システムを利用しない場合、出席者と受講した講習会が特定できるよう出席者情報を管理すること。

1 6. 受講証明

受講証明書の通知方法は、地域の実情によって主催者が判断し対応すること。通知方法例は以下のとおりである。

- (1) 当日受講証明書を発行する。（別紙2参照）[共通講習登録番号](#)を必ず記載すること。
- (2) 受講者に受講証明書を後送する。
- (3) 講習会終了後に、受講者から受講記録の一覧の求めがあったときに出力して送付する。

注1：受講記録（受講証明書）は都道府県医師会（郡市区医師会）において研修管理システムから出力することができる。

注2：医師資格証を所持する医師は、自身で医師資格証ポータルにアクセスすることにより、研修管理システムから受講記録の一覧を出力することができる。

17. 実施の報告

日本専門医機構に報告するため、講習会開催後3か月以内に、研修管理システムに出席者のデータを入力し、出席を「確定」すること。研修管理システムを利用していない場合、参加人数を講習会開催後3か月以内に共通講習申請専用メールアドレス宛に報告すること。

18. 注意事項

共通講習の開催にあたって、企業の製品の販売促進や営利を目的とした講演、講演内容に製品名を入れることおよびプロモーションあるいはこれに類する行為は行わないこと。なお、主催者である都道府県医師会は配布資料等について配布の可否を確認すること。

日本医師会ホームページへの掲載を希望する場合の原稿雛形

掲載場所：「日本医師会ホームページ」→「医師のみなさまへ」→「研修・ワークショップ・講習会等を見る」

注意事項

- ①以下の雛形を参考に作成すること。
- ②1つの講習会で1ページとする。
- ③サイズはA4とする。
- ④フォント等は読みやすい形式とする。
- ⑤主催者と申請者が同一でも雛形の形式に従うものとする。
- ⑥参加費が無料の場合は、「無料」と記載する。
- ⑦共通講習以外の講演も含め、講習会全体を記載する。
- ⑧申込用のURLなどその他必要事項があれば、(7)以降に追記する。

雛形

主催・共催 ○○医師会（申請医師会：○○医師会）

- (1) 開催日時：○○○○年○月○日（○）16：00～19：10
- (2) 会場：○○医師会館（同時中継会場：○○医師会、○○医師会）
- (3) 演題：
 1. 母体保護法の趣旨と適正な運用
 2. 【専門医共通講習—①医療倫理（必修）：1単位】医療倫理
○○大○○科教授日医太郎
 3. 【専門医共通講習—⑤地域医療（その他）：1単位】死体検案
○○病院院長日医花子
- (4) 専門医共通講習単位：必修1単位、その他1単位（合計2単位）
- (5) 参加費：○○○円（ただし、○○○医師会員は無料）
- (6) 連絡先：○○-○○○○-○○○○（○○医師会）

受講証明書例

専門医共通講習受講証明書【学会提出用】 主催：〇〇医師会 No _____ <small>(自署欄)</small> 氏名 _____ 生年月日(西暦) _____ 年 _____ 年 _____ 日				
所属勤務先 _____				
専門領域名 _____		専門医番号 _____		
○○○○○○○○講習会		開催日 ○○○○年○月○日 : ~ :		
場所 ○〇医師会館大講堂				
【③医療安全(必修):1単位】 1. チーム医療と医療安全 登録番号 ○○○○○○ 【⑤地域医療(その他):1単位】 2. 地域包括ケアと多職種連携 登録番号 ○○○○○○				
合計 2単位				
本講習会は、日本専門医機構「専門医制度整備指針」に基づくもの 貴殿が、本講習会に参加したことを証明する。				
○〇医師会長 ○〇 ○〇 印				
<small>※本講習会の日医生涯教育制度における出席管理は研修管理システムで行われています。 ※所属学会に研修管理システムによる「専門医共通講習受講証明書」を出力し提出する場合は、二重の登録を防ぐため本証書は提出しないでください。</small>				

※上記受講証明書例は、日本専門医機構が示す共通講習受講証明書サンプルの項目を取り入れた例であり、本証明書例ならびに研修管理システムから出力する受講証明書は日本専門医機構の了承を得ている。

※上記各事項は必ず記載すること。ただし、書式、受講証発行番号、注意書きなどは、地域の実情に応じて変更可とする。

※No は、受講証発行番号(1からの通し番号)を記載する。

※下線部分(No以外で印字のない部分)は、受講者本人が自署する項目とする。

※受講者の氏名は印字してもよい。

※専門医番号を記入した場合は、生年月日と所属は省略可とされている。

※共通講習登録番号を必ず記載する。

必修共通講習の内容（具体例）

1. 医療倫理

(1) 臨床倫理

- ・医療倫理の基本原則、法と倫理
- ・医師・患者関係の倫理（インフォームドコンセント、同意能力、守秘義務）
- ・倫理上の臨床課題（終末期医療、出生をめぐる問題、臨床課題へのアプローチ法）
- ・医療資源配分

(2) 医学研究と倫理

- ・人を対象とする研究倫理の歴史と基本原則
- ・人を対象とする研究倫理に関する国内外の関連法規・ガイドライン
「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」
- ・研究倫理審査委員会、治験審査委員会の機能と役割
- ・先端的な医学・生命科学をめぐる倫理的課題
- ・公正な研究 (Research Integrity)
- ・利益相反 (COI: Conflict of Interest)

(3) 以上の医療倫理に関する項目と関連する事項

2. 医療安全

(1) 医療の質の評価と改善の方略

(2) EBM (Evidence-based Medicine) を含むベストプラクティスの実践

(3) 医療の経済性、効率性への配慮

(4) 医療に内在するリスクと安全な医療の提供

（スイスチーズモデル、ハインリッヒの法則、PDCA サイクル、危険予知トレーニング）

(5) インシデント・アクシデント発生時の適切な対応

（現場対応、インシデント・アクシデントレポートなど）

(6) エラーの要因とその防止

(7) 医薬品・医療機器関連有害事象と安全対策

(8) 公的補償制度（PMDA の医薬品副作用被害救済制度や各都道府県の制度）

(9) 以上の医療安全に関する項目と関連する事項

3. 感染対策

(1) 標準予防策（スタンダード・プレコーション）

(2) 感染経路の理解と経路別予防策

(3) 感染症発生時の適切な対応

(4) 耐性菌対策と抗菌薬の適正使用

(5) 新興・再興感染症への対応

(6) 以上の感染対策に関する項目と関連する事項

共通講習申請の手引き

当分の間、移行期間の暫定的処置として、日本専門医機構認定共通講習の開催については以下の記載に従い申請して下さい。

なお、本手引きの内容につきましては2021年4月1日より施行しますので、各基本領域学会、医師会におかれましては、それまでに規定等の変更手続きをお願い致します。

1. 申請

主催者は、下記の審査機関へ申請して下さい（資料：「共通講習申請に関する審査と各種書類の流れ（暫定版）」参照）。

- ①各基本領域学会関係から開催を申請する場合は、各基本領域学会の専門医委員会。
- ②都道府県医師会生涯教育委員会（学術委員会）から開催を申請する場合は、日本医師会へタイムテーブル（プログラム）をメール送信のうえ、全国医師会研修管理システムへ申請。
- ③基幹施設・連携施設である医療機関が開催を申請する場合は、審査機関が確定するまでの間、日本専門医機構へ機構ホームページ上から申請。

2. 共通講習として認められる講習会の範囲

共通講習として認定されるためには、原則として以下の項目を充足し「各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習」として妥当と認められたものに限られます。

- (1)国内で開催されるものの内、営利団体が主催するものを除き、講演者、共催・後援については、利益相反事項に問題がないもの。
- (2)共通講習の主催者は、各基本領域学会会員、医師会会員、基幹施設・連携施設の職員以外でも講習会に参加して単位が取得できるように努めてください。基幹施設・連携施設については、原則として非職員の参加を「可」としてください。
- (3)共通講習は必修およびその他に区分し、それぞれに含まれるカテゴリーは以下の通りです。
 - ①必修講習：医療倫理（臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含みます）、感染対策、医療安全（資料「必修共通講習の内容（具体例）」参照）。
 - ②その他の共通講習：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含みます）、臨床研究・臨床試験*1、両立支援（治療と仕事）及びそれらに関連する講習会。以上の他、専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習会（医師患者間のコミュニケーションに関する講演や専門領域以外の科学的もしくは文化的講演などを含みませぬ）。
 - ③省庁、各種公共団体およびそれに準じる機関・団体の主催する講習会で、①で定める内容に関する講習会等。日本専門医機構で予め共通講習と

して認めるものについては公示し、受講単位を付与します。この場合、各講習会の受講証明書をもって受講単位の認定証とします。

- (4) 共通講習の提供形式には以下のものを含まず。
- ① 講習会・講演会：講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）1時間あたり1～2名程度の演者によるもの。
 - ② シンポジウム、ワークショップ：講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）の講演で構成されるシンポジスト、講演者等。
 - ③ e-learning：原則として e-testing 5 題以上を含むもの。（別添 e-learning に関して参照）
 - ④ 日本専門医機構が作成または推奨するが承認、追認したDVD等による伝達講習会。
- (5) 受講に際しては、主催者もしくは基本領域学会、日本医師会などの開催主体（基幹施設・連携施設である医療機関で開催する場合は当該医療機関）により適正・確実な方法で出席管理（受講確認）を行えること（例：ICカード読み取りによる受講確認、バーコードによる受講確認、途中入場を禁止した上での終了時出席確認およびこれらに準じる程度の適正・確実な方法。なお、病院の職員を対象として開催される医療安全講習会などでICカード等による受講確認のみのため、日本専門医機構共通講習の参加を明示できない場合には、別途、共通講習受講証*²の発行を行ってください）。
- (6) 共通講習の受講者に対し、開催主体（日本専門医機構、各基本領域学会、日本医師会または都道府県医師会、各都道府県のいずれかの基幹施設・連携施設である医療機関で共通講習を開催する場合は、当分の間、同医療機関）名による受講証明書を発行できるもの。
- (7) 講習会の規模については、~~当分の間、~~以下の予想参加者数を目安として設定して下さい。~~なお、参加者数については、当分の間柔軟に対応します。~~
- ① 複数の都道府県からの参加者を対象とするもの（全国規模のものを含む）については、100名程度以上の参加者を見込めるもの。
 - ② 各都道府県内からの参加者を対象とするものについては、50名程度以上の参加者を見込めるもの。
 - ③ 各都道府県のいずれかの基幹施設・連携施設である医療機関で共通講習を開催する場合は、30名程度以上の参加者を見込めるもの。
- なお、予定参加者数については講習会に参加予定の医療職の総人数として下さい。
- (8) 講習会のタイトル；共通講習であることを明示されているもの
（タイトル又はサブタイトルに「日本専門医機構認定共通講習」である旨を表示するか、もしくはなお書き等で明示する）。
- また、講演タイトルまたはサブタイトルは、上記2(3)に記載する共通講習の対象カテゴリーに該当することがわかるようなものとする。（資料「必修共通講習の内容（具体例）」参照）。

*¹ 研究倫理に関連するものは医療倫理で申請してください。

*² 日本専門医機構HPに掲載の受講証明書をご参照下さい。

3. 受講単位について

(1) 認定単位は、上記「2. 共通講習の要件(3)」に列挙した一つのカテゴリーにつき、1日あたり1時間以上2時間未満の講習会には受講単位1単位を、連続して2時間以上のものには2単位を上限とすることとしてください。また、講習会の講師には受講単位2単位を上限として付与することができます。

なお、二つ以上のカテゴリーにつき講習会を開催する場合は別々に申請するか、もしくは主たる一つのカテゴリーで申請して下さい。

受講者の取得できる単位数は、一つのカテゴリーにつき、1日あたり2単位を上限とする。e-learningについては各領域専門医委員会で設定することが出来る。

(2) 専門医の更新申請に必要な共通講習受講単位数は、

①必修講習：医療倫理、医療安全、感染対策は5年間で各々1単位以上

②全ての共通講習受講単位を合わせて5年間で3単位以上10単位以内とします。2.(3)で示したカテゴリーの内、同一カテゴリーを複数回受講した場合も取得単位として算定できます。(資料「共通講習単位取得の実例」参照)。

ただし、本手引き施行までの間に専門医を更新する場合は、現状の規定に従って下さい。また、経過措置期間中(2018年4月より5年を経過するまでの間)の年数ごとに必要な単位数については、各領域で別途規定して下さい。

4. 講習会の参加費

開催主体(日本専門医機構、各基本領域学会、日本医師会および都道府県医師会、基幹施設・連携施設である医療機関で主催する場合は、当分の間、それらを有する医療機関)が適切な範囲で設定して下さい。会員・非会員の区別についても同様です。

5. 講習会の情報の公開について参加者を限定せず非会員などの参加を認める講習会の申し込み

基幹施設・連携施設の申請については、日本専門医機構ウェブサイトにて開催一覧を公開致します。公開情報は、申請システムに登録された申請者(問い合わせ先)氏名、申請者(問い合わせ先)電話番号、申請者(問い合わせ先)メールアドレス、講習会タイトル、カテゴリー、都道府県、会場名、開催日とする。非会員などからの事前申し込み等が必要な場合の連絡先については、日本専門医機構共通講習情報に掲載できますので、必要な場合には機構までお知らせください。

6. 審査について

(1) 各審査機関(日本専門医機構、各基本領域学会、日本医師会「生涯教育制度・専門医の仕組み運営委員会」、各都道府県に設置する基幹施設・連携施設の代表者等からなる機関の内部に設置した共通講習審査機関。但し、基幹施設・連携施設である医療機関から共通講習を申請する場合の審査機関は、当分の間日本専門医機構とする)は、主催者から申請があった場合、申請書記載の項目につき妥当か否かを審査し、共通講習として認めると判断した場合は各審査機関毎に登録番号を付し、申請書の審査欄に必要な事項を記入し、

日本専門医機構へ電子メールで届け出てください(日本専門医機構ウェブサイト共通講習審査終了報告参照)。認めない場合は理由を付し、主催者にその旨を報告してください。

(2)企業との共催・後援で開催する講習会等については、利益相反に関して特に慎重な審査をお願いします。

7. 審査に要する日数

申請は原則として講習会開催の3か月前までをお願いします(各基本領域学会、日本医師会において独自に短縮することは妨げません)。

詳細につきましては、予め各審査機関に確認し、プログラム等の印刷に要する期間も考慮して、遅れることのないように注意して下さい。

8. 共通講習開催後報告

共通講習の主催者は機構ホームページ上のフォーマットに従い、共通講習事後報告を開催後2週間以内に提出してください(日本専門医機構ウェブサイト共通講習開催後報告参照)。

①基本領域学会、日本医師会で審査したものについては、主催者は基本領域学会及び日本医師会へ提出してください。

②基本領域学会、日本医師会は提出された事後報告書を3か月に1回程度とりまとめて機構へ提出してください。

③基幹施設・連携施設からの事後報告書は2週間以内に機構へ提出してください。尚、報告書の提出が無い場合は次回共通講習の申請を受け付けない場合があります。

④e-learningの事後報告書については、各学会の年度末に報告頂くことと致します。

2017年	5月12日	一部改正
2018年	1月19日	一部改正
2018年	5月18日	一部改正
2018年	6月15日	一部改正
2019年	1月18日	一部改正
2020年	3月27日	一部改正

共通講習の取り扱いについて

WEB講習の取り扱い

現時点の共通講習におけるWEB講習会の認定条件（3点のいずれかで認定とする）

【集団受講（集団形式）】

1. WEB講習会は、受講者が一堂に会することを条件に認定

【個人受講（個別形式）】

2. WEB配信（LIVE限定）の個人・個別受講は、下記の仕様の場合、基本領域学会が審査、承認しe-learningとして認定(コロナ期間の特例)

a.出席管理がシステム上可能である。

b.講習配信映像が個々に受講開始、受講終了の時刻のログを確認することができ、管理ができる。

c.WEB配信後、5題以上、5択式のテスト出題および回答がシステム上の管理ができ、合否判定が可能である。

3. 別添e-learningに準じてe-learningを作成する。

※機構審査の基幹施設・連携施設からの共通講習申請は、個人受講の申請を認めていないため上記2. 3は認めない。